

平成30年度飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業取扱マニュアル

平成30年8月

三重県獣医師会

三重県獣医師会では、三重県が実施する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業に協力することとなりました。各会員は以下のマニュアルに沿って対応をお願いします。

1. 対象動物

保健所が飼い主がいないと認めた猫のうち、平成30年8月16日から平成31年3月29日の間に三重県動物愛護推進センター（以下「あすまいる」）又は本事業に協力する動物病院（以下「協力動物病院」）において手術を行う猫。

2. 事業の流れ

（1）あすまいるでの不妊・去勢手術等

① 事務局は、あすまいるでの手術に協力する協力動物病院の一覧を作成し、あすまいるに送付する。また、あすまいると本事業の調整を行う調整者（小動物部会長等）を決め、あすまいるに連絡する。

※指定動物病院を変更する場合は、速やかに事務局等に連絡してください。

② あすまいるは、手術日と手術予定数を決め、調整者又は事務局に連絡する。

③ 調整者又は事務局は、協力動物病院に手術日等を連絡し、参加者をあすまいるに連絡する。

④ 手術は原則としてあすまいるで行う。協力動物病院の参加者は、あすまいる職員等が鎮静・麻酔を行った猫の手術を行うとともに、あすまいる職員等（獣医師）の技術指導を行う。

※必要に応じて、右耳の先のVカット、ノミ・ダニ駆除等の処置を依頼される場合があります。

⑤ あすまいるは、手術及び技術指導を行った協力動物病院と手術数を取りまとめ、事務局に報告する。

⑥ 事務局は、年度内の手術数を取りまとめ、事業終了後に食品安全課に報告し、費用の請求を行う。

⑦ 事務局は、協力動物病院に対し、技術指導費用及び実施した手術数に単価額（契約単価額の範囲内）を乗じた金額を支払う。

（2）協力動物病院での不妊・去勢手術等

① 獣医師会事務局（以下「事務局」）は、動物病院での手術に協力する支部毎の協力動

物病院の一覧を作成し、あすまいるに送付する。また、あすまいると本事業の調整を行う各支部の調整者（以下「支部調整者」。小動物部会支部役員等）を決め、あすまいるに連絡する。

※指定動物病院を変更する場合は、速やかに事務局等に連絡してください。

- ② あすまいるは、手術を依頼する支部、匹数及び期間を決め、支部調整者に手術の依頼を行う。

※原則として、手術を行う猫を選定した保健所管内の支部に手術を依頼しますが、協力動物病院がない支部もありますので、他保健所管内の猫の手術を依頼する場合があります。その場合は、あすまいると調整者（小動物部会長等）が協議し、手術を依頼する支部を決定します。

- ③ 支部調整者は、直接又は事務局を通じて支部内の協力動物病院の会員に連絡し、受入可能な協力動物病院を選定する。

- ④ 支部調整者又は事務局は、受入可能な協力動物病院名、匹数及び期間(受入希望日時)をあすまいるに連絡する。

- ⑤ あすまいる又は関係保健所は、協力動物病院と手術日等を調整し、あすまいる又は関係保健所職員が当該猫を協力動物病院に搬入する。

※搬入時にあすまいる又は関係保健所職員から「飼い主のいない猫の搬入書兼手術実施記録」（県様式）を受け取ってください。

- ⑥ 協力動物病院は、当該猫の手術を行う。その際、必ず猫の右耳の先のVカット及びノミ・ダニ駆除を行う。

※既に手術済みと判明した猫についても、右耳の先のVカット及びノミ・ダニ駆除を行ってください。

※その他、手術等に関して不明な点がある場合は、調整者（小動物部会長等）に問い合わせてください。

- ⑦ あすまいる又は関係保健所職員が当該猫の搬出を行う。

※搬入時にあすまいる又は関係保健所職員から受け取った「飼い主のいない猫の搬入書兼手術実施記録」（県様式）に処置内容等を記入し、搬出時にあすまいる又は関係保健所職員に渡してください。

- ⑧ あすまいるは、手術を行った協力動物病院と手術数を取りまとめ、事務局に報告する。

- ⑨ 事務局は、年度内の手術数を取りまとめ、事業終了後に食品安全課に報告し、費用の請求を行う。

- ⑩ 事務局は、協力動物病院に対し、実施した手術数に契約単価額を乗じた金額を支払う。